マレ第二女子中学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の交換公文（平成十九年六月三日付け）	平成二十一年三月八日	平成二十一年四月三十日
人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文（平成十七年五月二十四日付け）	平成二十一年三月十一日	平成二十一年四月三十日（平成二十年度分）
ビエンチャン市上水道施設拡張計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文（平成十八年六月二日付け）	平成二十一年三月十一日	平成二十一年四月三十日
人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文（平成十八年六月二日付け）	平成二十一年三月十一日	平成二十一年四月三十日（平成二十年度分）
人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文（平成十九年五月十六日付け）	平成二十一年三月十一日	平成二十一年四月三十日（平成二十年度分）
マリアナI灌漑施設復旧改善計画のための贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の交換公文（平成十九年八月二十七日付け）	平成二十一年三月二十六日	平成二十一年四月三十日

○外務省告示第三百八十六号

平成二十年十一月十二日に東京で署名された社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定について、両締約国が同協定の効力発生に必要なそれぞれの法律上及び憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文の交換は、平成二十二年九月一日に東京で行われた。よって、同協定は、その第三十二条の規定に従い、平成二十二年十二月一日に効力を生ずる。

平成二十二年八月二十三日

外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

○外務省告示第三百八十七号

平成二十二年八月八日にハルツームで、スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入
2　贈与額　六億円
3　署名者
日　本　側　和田明範在スーダン大使
世界食糧計画側　コリーン・フライシャー在スーダン事務局代表代理

平成二十二年八月二十三日

外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

○外務省告示第三百八十八号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十二年八月三日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十二年八月二十三日

外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

旅券番号	発行年月日	失効年月日
TF8578440	2000年12月6日	平成22年8月3日
TG0106042	2001年5月18日	平成22年8月3日
TG2200738	2002年7月22日	平成22年8月3日
TG3637980	2003年3月3日	平成22年8月3日
TG4466778	2003年11月25日	平成22年8月3日
MS4564849	2009年1月30日	平成22年8月3日
TG4919788	2004年2月24日	平成22年8月3日
TG6037987	2004年11月9日	平成22年8月3日
TG6320833	2005年1月6日	平成22年8月3日
TH0785510	2006年6月5日	平成22年8月3日
TH3918773	2007年8月3日	平成22年8月3日
TH4397305	2007年10月3日	平成22年8月3日
TH5606953	2008年5月13日	平成22年8月3日

○財務省告示第二百七十六号

外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（昭和二十四年政令第三百十一号）第二条の規定に基づき、外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令により財務大臣の指定する国（昭和二十七年八月大蔵省告示第千五百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月二十三日

財務大臣　野田　佳彦

第百七十三号の次に次の一号を加える。

百七十四　ナミビア

○国土交通省告示第九百五十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、東駿河湾広域都市計画事業静岡東部拠点第一地区土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年八月二十三日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　原口　一博

一　縦覧開始の日　平成二十二年八月二十四日（縦覧期間二週間）
二　縦覧場所　静岡県沼津市大手町一丁目一番三号　独立行政法人都市再生機構静岡東部特定再開発事務所
三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○海上保安庁告示第百七十六号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年八月二十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　徳山下松港徳山第三号灯浮標
位　置
所在地　山口県徳山下松港第三区（徳山下松港地ノ筏灯台の南南西方約三・〇キロメートル）
北　緯　三四―〇一―二三
東　経　一三一―四六―二三
変更した事項
位　置　正規位置の三〇度約一、一四〇メートル
変更年月日　平成二十二年六月三十日
記　事　一時変更

名　称　室蘭港新日精埠頭J―一桟橋シーバース灯
位　置
所在地　北海道室蘭港第三区（新日精埠頭J―一シーバース中央）
北　緯　四二―二一―三六
東　経　一四〇―五六―三七
変更した事項
記　事　JX日鉱日石エネルギー株式会社室蘭製油所管理
変更年月日　平成二十二年七月一日